

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類 名称	読み替え前		読み替え後		備 考
管 路 内 清 掃 工 標 準 仕様書 [令和８年 ４月] P7, 8	1. 7 設計図書の 変更等 1. 8 作業の一時中止 1. 9 警報発表時の 作業中止	1 一般事項 設計図書の変更とは、設計図書を、当局が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき当局が修正することをいう。 2 設計図書の変更等 契約書に規定する設計図書の変更、作業の中止、工期の変更等は、当局が別に定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、適正に行われなければならない。 1 一般事項 当局は、契約書第13条（作業の中止）に基づき、次の事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、作業の全部又は一部の作業について一時中止させることができる。 ア 天災等により、工事目的物等に損害が生じた場合、又は作業現場の状態が変動した場合 イ 契約書第11条（条件変更等）に規定する事実確認の結果により、設計図書の訂正、変更等が必要になった場合 ウ 関連する他の工事等の進捗の遅れ、環境問題等の発生など、当局が中止する必要があると認めた場合 なお、受注者は、工事の中止期間においても、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。 2 当局の中止権 当局は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、作業の中止内容を受注者に通知し、作業の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、大雨、洪水又は暴風警報が発表された場合には、直ちに全ての作業を中止し、必要な対応を図らなければならない。 また、大雨、暴風特別警報が発表された場合には、作業中止を継続するとともに、直ちに当該作業の従事者が命を守る行動をとるように、対応を図らなければならない。	1. 7 設計図書の 変更等 1. 8 作業の一時中止 1. 9 警報発表時の作 業中止	1 一般事項 設計図書の変更とは、設計図書を、当局が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき当局が修正することをいう。 2 設計図書の変更等 契約書に規定する設計図書の変更、作業の中止、工期の変更等は、当局が別に定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、適正に行われなければならない。 1 一般事項 当局は、契約書第13条（作業の中止）に基づき、次の事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、作業の全部又は一部の作業について一時中止させることができる。 ア 天災等により、工事目的物等に損害が生じた場合、又は作業現場の状態が変動した場合 イ 契約書第11条（条件変更等）に規定する事実確認の結果により、設計図書の訂正、変更等が必要になった場合 ウ 関連する他の工事等の進捗の遅れ、環境問題等の発生など、当局が中止する必要があると認めた場合 なお、受注者は、工事の中止期間においても、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。 2 当局の中止権 当局は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、作業の中止内容を受注者に通知し、作業の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に警戒レベル3以上に相当する大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報、又は暴風警報が発表された場合には、直ちに全ての作業を中止し、必要な対応を図らなければならない。ただし、河川氾濫に関する防災気象情報については河川ごとに発表されるため、当該施工箇所に係る気象区域と当該河川との位置関係等を踏まえ、安全であることが明らかな場合はこの限りではない。	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
	1. 10 契約解除権の 行使に伴う措置 1. 11 履行期間変更 なお、これにより発生した費用の増加については、当局は費用負担を行わない。 受注者は、契約書第31条（受注者の解除権）第１項に基づき契約を解除する場合は、保安措置、地元住民及び関係機関との調整等に必要な相当期間をおいてから行わなければならない。 1 一般事項 契約書第11条（条件変更等）第5項、第12条（設計図書の変更）、第13条（作業の中止）第3項、第14条（受注者の請求による履行期間の延長）、第15条（発注者の請求による履行期間の短縮等）第1項及び第26条（部分払代金の不払に対する作業中止）第2項に基づく履行期間の変更について、契約書第16条（履行期間の変更等）の履行期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（以下「事前協議」という。）ものとし、監督員は、その結果を受注者に通知するものとする。 2 設計図書の変更等 受注者は、契約書第11条（条件変更等）第5項及び第12条（設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、１に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。 3 作業中の一時中止 受注者は、契約書第13条（作業の中止）に基づき、作業の全部又は一部の施工が一時中止となった場合は、１に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。 4 履行期間の延長 受注者は、契約書第14条（受注者の請求による履行期間の延長）に規定する履行期間の延長を求める場合は１に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。 5 履行期間の短縮	1. 10 契約解除権の 行使に伴う措置 1. 11 履行期間変更 また、警戒レベル４以上に相当する大雨に関する防災気象情報、暴風特別警報が発表された場合には、作業中止を継続するとともに、直ちに当該作業の従事者が命を守る行動をとるように、対応を図らなければならない。 なお、これにより発生した費用の増加については、当局は費用負担を行わない。 受注者は、契約書第31条（受注者の解除権）第１項に基づき契約を解除する場合は、保安措置、地元住民及び関係機関との調整等に必要な相当期間をおいてから行わなければならない。 1 一般事項 契約書第11条（条件変更等）第5項、第12条（設計図書の変更）、第13条（作業の中止）第3項、第14条（受注者の請求による履行期間の延長）、第15条（発注者の請求による履行期間の短縮等）第1項及び第26条（部分払代金の不払に対する作業中止）第2項に基づく履行期間の変更について、契約書第16条（履行期間の変更等）の履行期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（以下「事前協議」という。）ものとし、監督員は、その結果を受注者に通知するものとする。 2 設計図書の変更等 受注者は、契約書第11条（条件変更等）第5項及び第12条（設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、１に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。 3 作業中の一時中止 受注者は、契約書第13条（作業の中止）に基づき、作業の全部又は一部の施工が一時中止となった場合は、１に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。 4 履行期間の延長 受注者は、契約書第14条（受注者の請求による履行期間の延長）に規定する履行期間の延長を求める場合は１に示す事前協議において履行	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和8年9月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
管路内清掃工標準仕様書 [令和8年4月] P19, 20	計画書に明示し、受注者の責任において実施しなければならない。 また、当該作業における作業計画書の「安全管理」に関する記述には、特に以下の内容を検討し、明記しなければならない。 (1) 現場の特殊性 (2) 危険因子の分析と対応 (3) 安全状態の確認 6 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は作業報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示するものとする。 7 工事等関係者の連絡調整 受注者は、作業現場が隣接し、又は同一場所において別途工事又は作業がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行わなければならない。 8 事故防止対策協議会等への参加 受注者の安全管理者は、事故防止の万全を図ることを目的として、当局が設置している「事故防止対策協議会」又は「地区協議会」の委員長から委嘱された場合は、それぞれの協議会に参加しなければならない。 2. 2 作業中の安全対策 1 第三者の立入り禁止措置 受注者は、作業現場付近における事故防止のため第三者の立入りを禁止する場合、その区域に柵、立入禁止の標示板等を設けなければならない。 2 気象警報・特別警報発表時 受注者は、気象情報等に十分注意を払い、当該作業箇所に係る気象区域に「大雨、洪水、暴風警報及び大雨、暴風特別警報」が発表された場合は、直ちに全ての工事を中止し、必要な対策を図らなければならない。当該作業箇所に係る気象区域とは、当該作業箇所及び作業箇所の水位に影響を及ぼす上流域を指す。 なお、作業の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。 また、点検結果及び措置内容は、速やかに監督員に報告しなければ	カ その他、安全、訓練等として必要な事項 4 酸素欠乏等危険作業業務 受注者は、酸素欠乏等危険作業に係る業務に従事する者に対し、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）第12条に基づき、特別な教育を行わなければならない。 5 作業計画書への記載 受注者は、事故防止の万全を図るため、安全管理については、作業計画書に明示し、受注者の責任において実施しなければならない。 また、当該作業における作業計画書の「安全管理」に関する記述には、特に以下の内容を検討し、明記しなければならない。 (1) 現場の特殊性 (2) 危険因子の分析と対応 (3) 安全状態の確認 6 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は作業報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示するものとする。 7 工事等関係者の連絡調整 受注者は、作業現場が隣接し、又は同一場所において別途工事又は作業がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行わなければならない。 8 事故防止対策協議会等への参加 受注者の安全管理者は、事故防止の万全を図ることを目的として、当局が設置している「事故防止対策協議会」又は「地区協議会」の委員長から委嘱された場合は、それぞれの協議会に参加しなければならない。 2. 2 作業中の安全対策 1 第三者の立入り禁止措置 受注者は、作業現場付近における事故防止のため第三者の立入りを禁止する場合、その区域に柵、立入禁止の標示板等を設けなければならない。 2 気象警報・危険警報・特別警報発表時 受注者は、気象情報等に十分注意を払い、当該作業箇所に係る気象	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
	ならない。 3 地震発生時 受注者は、作業中に震度４以上の地震の発生を確認した場合、直ちに作業を中止し、作業員の安全確保を図らなければならない。 また、安全確保後に中止した現場の状況を点検し、その状況を速やかに監督員に報告しなければならない。 4 有毒ガス及び酸欠対策 受注者は、作業中は、常に可燃性ガス・有毒ガス、酸欠空気等の発生に備え、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救助用具等を設置するとともに、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任して、事故の未然防止に万全の対策を講じなければならない。 また、作業中に異常を発見した場合、直ちに作業を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告するものとする。 なお、酸素、硫化水素等の測定結果は、受注者等提出書類基準に示す「酸素、硫化水素等濃度測定記録表」等に記録及び保存し、監督員に提示するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これを提示する。 5 有資格者等の配置 受注者は、資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置するとともに、安全管理対策を講じ、必要に応じて誘導員を配置しなければならない。 6 火気類の使用 受注者は、使用人等の喫煙、暖房器具等の取扱いについては、引火や火災等のおそれのない安全な場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 7 管路内等での有毒ガス発生リスクの排除 受注者は、管路内等に入り又はこれら内部で作業を行う場合は、内燃機関を閉鎖空間に持ち込まないことや作業中の換気を徹底する等、管路内等での有毒ガス発生リスクを排除しなければならない。 8 墜落・転落災害の防止 受注者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」	区域に「警戒レベル３以上に相当する大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報、又は暴風警報及び暴風特別警報」が発表された場合は、直ちに全ての工事を中止し、必要な対策を図らなければならない。当該作業箇所に係る気象区域とは、当該作業箇所及び作業箇所の水位に影響を及ぼす上流域を指す。ただし、河川氾濫に関する防災気象情報については河川ごとに発表されるため、当該作業箇所に係る気象区域と当該河川との位置関係等を踏まえ、安全であることが明らかな場合はこの限りではない。 なお、作業の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。 また、点検結果及び措置内容は、速やかに監督員に報告しなければならない。 3 地震発生時 受注者は、作業中に震度４以上の地震の発生を確認した場合、直ちに作業を中止し、作業員の安全確保を図らなければならない。 また、安全確保後に中止した現場の状況を点検し、その状況を速やかに監督員に報告しなければならない。 4 有毒ガス及び酸欠対策 受注者は、作業中は、常に可燃性ガス・有毒ガス、酸欠空気等の発生に備え、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救助用具等を設置するとともに、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任して、事故の未然防止に万全の対策を講じなければならない。 また、作業中に異常を発見した場合、直ちに作業を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告するものとする。 なお、酸素、硫化水素等の測定結果は、受注者等提出書類基準に示す「酸素、硫化水素等濃度測定記録表」等に記録及び保存し、監督員に提示するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これを提示する。 5 有資格者等の配置 受注者は、資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置するとともに、安全管理対策を講じ、必要に応じて誘導員を	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
管 路 内 清 掃 工 標 準 仕様書 [令和８年 ４月] P59, 60 附則－３	附則－３ 雨天時における安全管理の対策 １ 受注者は、突発的な局所的集中豪雨に対しても作業の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を遵守しなければならない。気象情報については、注意報及び警報の対象を大雨、洪水のいずれかとする。 （１）作業開始前 ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令されている場合、作業は開始しない。 （２）作業開始後 ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 ウ 退避に際しては、作業中の資機材を放置する。 （３）作業開始・再開の条件 作業の開始及び再開に当たっては、次の３項目の全てが確認されることを条件とする。 ア 当該作業箇所に雨が降っていないこと、また、当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令されていないことが確認されること。 イ 管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。 ウ 作業着手前の安全確認について、作業計画書に定める事項の全てを完了すること。 ２ 受注者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、気象担当者を指定し、当該担当者の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システムを配備しなければならない。 ３ 受注者は、作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、ブザー付き回転灯の配備及び退避時の資機材放置等を盛り込んだ退避計画を作成し、作業計画書に記載しなければならない。退避計画の基本事項は、次のとおりとする。 ア 作業中止基準の明示 イ ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法 ウ 退避時に放置する資機材などによる管内の状況や退避時間を考慮した退避ルートの決定及び作業着手前における退避訓練の実施方法 - 59 -	附則－３ 雨天時における安全管理の対策 １ 受注者は、突発的な局所的集中豪雨に対しても作業の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を遵守しなければならない。なお、以下に記載の各種注意報等については、警戒レベル２以上に相当する大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報のいずれかとする。ただし、河川氾濫については河川ごとに発表されるため、当該作業箇所に係る気象区域と当該河川との位置関係等を踏まえ、安全であることが明らかな場合はこの限りではない。 （１）作業開始前 ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、各種注意報等が発令されている場合、作業は開始しない。 （２）作業開始後 ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、各種注意報等が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 ウ 退避に際しては、作業中の資機材を放置する。 （３）作業開始・再開の条件 作業の開始及び再開に当たっては、次の３項目の全てが確認されることを条件とする。 ア 当該作業箇所に雨が降っていないこと、また、当該作業箇所に係る気象区域に、各種注意報等が発令されていないことが確認されること。 イ 管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。 ウ 作業着手前の安全確認について、作業計画書に定める事項の全てを完了すること。 ２ 受注者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、気象担当者を指定し、当該担当者の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システムを配備しなければならない。 ３ 受注者は、作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、ブザー付き回転灯の配備及び退避時の資機材放置等を盛り込んだ退避計画を作成し、作業計画書に記載しなければならない。退避計画の基本事項は、次のとおりとする。 ア 作業中止基準の明示 イ ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法 - 59 -	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
	4 受注者は、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、管内に人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への縄梯子の設置、墜落制止用器具の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図らなければならない。	ウ 退避時に放置する資機材などによる管内の状況や退避時間を考慮した退避ルート の決定及び作業着手前における退避訓練の実施方法 4 受注者は、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、管内に人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への縄梯子の設置、墜落制止用器具の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図らなければならない。	